平成２１年（フ）第２３５３号
横浜市栄区飯島町2907番地１　みどり野ハイツ９棟302号
債務者　団　　礼
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３８９号
横浜市保土ケ谷区仏向町47番地
債務者　越野　拓志
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４０７号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目41番地７　第一橋本荘103号室
債務者　相澤　康久
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１９号
愛知県岡崎市宇頭町字井ノ上17番地１
債務者　三浦　利香
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６２５号
愛知県知立市新林町東新切１番地30　コーポ清和202号
債務者　里見　健志
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６３２号
愛知県豊田市京ケ峰１丁目１番地１　県営５―401号
債務者　佐藤　理恵
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
香川県仲多度郡多度津町大字葛原611番地１　ウインターワルツＢ201
債務者　國元　里香（旧姓廣）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午前11時
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２３９０号
横浜市港南区野庭町675番地の16
債務者　山本　　努
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０９号
岡山県真庭郡新庄村1102番地
債務者　村木美都志（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１１０号
岡山県真庭郡新庄村1102番地
債務者　村木　公子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第６３号
秋田県大仙市橋本字中井村220番地
債務者　高橋　京子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１８９８号
神奈川県大和市林間２丁目22番19号コスモハイツ南林間302
債務者　佐藤　　宏
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２４号
長野県小諸市乙女６番５号　マルシンハイツ202号、前住所長野県小諸市田町１丁目５番16号　スズヤマンション201
債務者　山本　国明
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第４４号
島根県鹿足郡津和野町鷲原イ95番地
債務者　大庭　　豊
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第４７号
島根県益田市美都町宇津川ロ390番地１
債務者　岡　久美子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部